平成２９年（再イ）第２２９号
北海道石狩市樽川９条２丁目39番地
再生債務者　滝沢　一美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（再イ）第２７７号
北海道石狩市花川北１条４丁目154番地
再生債務者　若林　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（再イ）第２７８号
札幌市豊平区月寒中央通６丁目１番12―206号
再生債務者　佐々木　敦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（再イ）第２９１号
北海道恵庭市島松寿町２丁目33番地３
再生債務者　小川　幸雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（再イ）第９号
岩手県大船渡市日頃市町字上鷹生14番地16
再生債務者　伊藤　和美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日　盛岡地方裁判所一関支部
平成２９年（再イ）第１１号
岩手県一関市千厩町小梨字舘前210番地
再生債務者　千葉　早苗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日　盛岡地方裁判所一関支部
平成２９年（再イ）第１０６号
埼玉県入間市大字野田850番地２　セイザンＰ－１　101
再生債務者　門間　真人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日
さいたま地方裁判所川越支部
平成２９年（再イ）第１１８号
埼玉県所沢市星の宮２丁目６番21―404号　スターパレス
再生債務者　野尻　保志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日
さいたま地方裁判所川越支部
平成２９年（再イ）第５３号
千葉県印西市木下東４丁目17番地４
再生債務者　加藤　琢哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日　千葉地方裁判所佐倉支部
平成２９年（再イ）第１２号
富山県高岡市福岡町下蓑新46番地
再生債務者　金谷　和樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日　富山地方裁判所高岡支部
平成２９年（再イ）第７１号
愛知県刈谷市半城土中町１丁目18番地15　リバーサイドヒルズ401号
再生債務者　谷本　　圭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月20日
名古屋地方裁判所岡崎支部

弁理士登録公告

平成30年２月16日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
新規登録なし		

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成30年２月13日	07809	飯田　岳雄	業務禁止

弁理士数　11,207名
（平成30年２月16日現在）
平成30年３月６日　　日本弁理士会

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年２月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。
平成30年３月６日
秋田県秋田市山王四丁目３番10号
秋田県建設業厚生年金基金
代表清算人　村岡　淑郎

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年２月16日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき公告します。
１．代表清算人氏名　村岡　淑郎
２．住所　秋田県秋田市山王四丁目３番10号
平成30年３月６日
秋田県建設業厚生年金基金

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長165センチメートル、体格痩せ型、髪短め、男性
上記の者は、平成29年12月25日午後９時40分頃、江東区扇橋二丁目２番６号コーポパリ602号室で死亡しているところを発見された。
死亡日は、平成29年12月23日頃。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。
平成30年３月６日
東京都　　江東区長　山崎　孝明